

令和7年度 第1回羽曳野市国民健康保険運営協議会（会議録）

〔開催日時及び開催場所〕

- ・日時：令和7年11月17日（月） 午後2時～午後3時30分
- ・場所：羽曳野市役所本庁議会第2委員会室

〔出席委員数〕

- ・14人中14人出席

〔会議次第〕

1. 委嘱状交付
2. 市長あいさつ
3. 会長・副会長選任
4. 会長あいさつ
5. 報告
 - （1）令和6年度事業実績について
 - （2）令和6年度保健事業等実績報告について
 - （3）その他

〔議事概要〕

1. 委嘱状交付
2. 市長あいさつ
3. 会長・副会長選任
4. 会長あいさつ
5. 報告
 - （1）令和6年度事業実績について
 - （2）令和6年度保健事業等実績報告について
 - （3）その他

○質疑・意見

報告（1）令和6年度事業実績について

（委員）令和6年度事業実績を理解した。

（2）令和6年度保健事業等実績報告について

（委員）藤井寺市において、国民健康保険の被保険者が特定健康診査を受診された場合、3,000円のQUOカードを付与していると聞いた。羽曳野市においても、令和8年度に向けて検討してほしい。

（事務局）単年度限りであるが、令和5年に実施した事業で国民健康保険の被保険者が初めて特定健康診査を受診された場合は、2,000円のクオカードを付与し、特定健康診査を受診されたのが2回目以上である場合は1,000円のクオカードを付与していた実績がある。
提案していただいたことは、ご意見として頂くこととする。

(委員) 国は、特定健康診査・特定保健指導の計画値 60%を目標としているが、羽曳野市は、特定健康診査 39.2%、特定保健指導 16%と国の目標の達成には厳しい数字となっている。目標値を達成するために、何か実施されてることはあるのか？

(事務局) 特定保健指導については、委託業者がインセンティブとして終了者の方に 1,000 円のクオカードを付与している。国の目標値を達成目標とするより、前年度実績を超えることを目標に事業を実施している。

(委員) 特定健康診査・特定保健指導の受診率が目標に達した場合等は、ポイントが加算されてもらえる額が増えたりするのか。組合保険であれば、受診率が目標に達しない場合、後期高齢者支援金分にペナルティの加算があるが、国民健康保険はペナルティ等ないのか。

(事務局) 保険者努力支援制度というものがあり、運営努力によって交付金をもらえる制度はある。受診率が目標に達しない場合のペナルティは、国民健康保険制度にはない。

(3) その他

(委員) 令和 8 年度から「子ども・子育て支援金賦課額分」が新たに保険料として増えるということですが、18 歳以上の被保険者にかかる保険料が月額 250 円増えるということか。

(事務局) 子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう 18 歳未満の被保険者に係る均等割額は 10 割軽減とし、その軽減分を 18 歳以上の被保険者に上乗せして負担していただくということ。あくまで現時点での試算であるが、資料のとおり、月額 250 円が今まで支払っていた保険料相当分に上乗せされる形となる。